

沿岸広域振興局長告示第84号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、小本川土地改良区（下閉伊郡岩泉町）から役員住所の変更について次のとおり届出があった。

平成29年10月20日

沿岸広域振興局長 小 向 正 悟

理事、監事の別	氏 名	住 所	
		変更前	変更後
理事	加藤 久民	下閉伊郡岩泉町中里字林の下10番地	下閉伊郡岩泉町中里字中岸159番地
〃	箱石 雅邦	下閉伊郡岩泉町小本字小本 6 番地	下閉伊郡岩泉町小本字南中野300番地10